

令和5年度 第2回

募集中

外国出願補助金

特許・意匠・商標の係る経費の一部を助成します。

募集期間

令和5年
9月1日～9月29日

助成対象者

秋田県内に事業所を有する中小企業者等が出願人となり、外国特許庁へ特許等の出願を行う場合。
※申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等(PCT出願含む)を行っており、
年度内に外国特許庁への出願を行う予定であることが必要です。
※すでに外国出願手続きが完了してしまっている場合には対象となりません。
※交付決定後から令和6年1月末までの間に出願及び経費支払いの手続きを行うことが必要となります。
※いわゆる「みなし大企業」については、本事業の対象となりません

助成対象経費

以下のような特許・意匠・商標の外国出願に係る経費が対象となります。

- ◎外国特許庁への出願に要する経費
- ◎外国特許庁に出願するための国内代理人、現地代理人に要する経費
- ◎外国特許庁に出願するための翻訳費用に要する経費

※採択前に着手した費用は助成対象外。交付決定後に国内移行手続きを開始してください。

また、国内外代理人の仲介手数料は、原則助成対象外。

※日本国特許庁に支払う費用(PCT出願費用、国際商標登録出願の本国官庁手数料等を含む)については対象外。

※消費税及び地方消費税分は対象外。

助成率

助成対象経費の2分の1以内

※助成対象者以外の方との共有に係る特許等である場合、持分比率に応じた経費が対象。

1出願あたりの上限額

特許：上限150万円、意匠：上限60万円、商標：上限60万円

※1企業あたりの助成上限額は270万円

事業の流れ

1. 申請書及び添付書類のご提出
2. 審査の実施
3. 採択決定・通知
4. 採択企業が出願手続き、経費の支払い
(令和6年1月末まで)
5. 支払内訳が明確な領収書等に基づき、
助成金額を確定し、採択企業へ支払い
(令和6年3月末までを予定)

実施要領、提出書類等

センター HPからダウンロードください。

提出方法

該当書類を各一部、下記お申込み先へ郵送又はEメールにて提出してください。

ぜひ応募
ください！



[お問合せ・申請先] 知財・デザイン支援課 TEL.018-860-5614 FAX.018-863-2390

▶詳しくは、センター HPをご覧ください。 <https://www.bic-akita.or.jp/support/51.html>

